

大学案内制作業務
公募型プロポーザル手続開始の公示

2021年12月8日

次のとおり、企画提案書を募集します。

公立大学法人広島市立大学
理事長 若林真一

1 業務の概要

- (1) 業務名
大学案内制作業務
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から2022年6月24日
- (4) 予定価格
本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。
8,200,000円(税抜)
- (5) 事業担当課
〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号
広島市立大学事務局企画室(企画グループ)
TEL 082-830-1666
e-mail: kikaku@m.hiroshima-cu.ac.jp

2 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 公立大学法人広島市立大学契約規程第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 2021年度において、広島市競争入札参加資格者として「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者、又は広島市以外の地方公共団体において同様の競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加申込時に広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 本学の現在の大学案内と同規模以上の制作実績が、過去3年以内(2018年度以降)にあること。
- (5) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、公

立大学法人広島市立大学の指名停止措置又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていない者であること。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 公募型プロポーザル説明書等の配布方法

公募型プロポーザル説明書及び応募書類書式は、広島市立大学のホームページからダウンロードできる。（<http://www.hiroshima-cu.ac.jp/>）

※ なお、これにより難しい場合及び大学案内2022は、次のとおり本学の事務室で交付するので、来学して入手することができる。

- (1) 交付期間
公告の日から2022年1月24日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。
- (2) 交付場所
前記1-(5)に同じ。

4 参加申込受付

- (1) 申込期間
公示日から2021年12月22日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時00分まで。
- (2) 提出場所
前記1-(5)に同じ。
- (3) 提出方法
公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）及び会社概要（様式3）を作成し、前記1-(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）で提出すること。
- (4) 参加資格確認結果の通知
2021年12月27日（月）までに参加資格確認結果通知を発送する。

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限
2021年12月16日（木） 午後5時00分
- (2) 提出場所
前記1-(5)に同じ。
- (3) 提出方法
仕様書等に関する質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受け付けた日以後において、質問者にメール等で直接回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

公告の日から2022年1月24日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。

イ 閲覧場所及び問い合わせ先

前記1-(5)に同じ。併せて、広島市立大学ウェブサイトにも掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

2022年1月24日（月） 午後5時00分

(2) 提出場所

前記1-(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

7 受託候補者の特定

(1) 企画提案書の審査は、大学案内制作業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

公募型プロポーザル説明書による。

(3) 結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、本学に当該契約書を提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) その他

詳細は公募型プロポーザル説明書による。